

《論文》

韓国の災害救護における官民連携のあり方 についての考察

——韓国の社会災難における災害救護支援事例から

羅 貞一¹

要約：

韓国の災害関係法制度の体系では、災害のことを「災難」と定義し、また、災難を「自然災難」と「社会災難」に分類してそれぞれの異なる制度での対応を行っている。1962年に制定された韓国の災害救護法は被害者の救護と義援金品の手続き等、被災者支援に必要な事項を規定し、被災者保護とその生活安定に資することを目的とする。また、制度的な支援だけでなく、政府と地方自治体は災害支援金を被害者に直接支給する。他にも民間の義援金による救護金支援と民間組織・団体による災難寄付金品の支援などがある。近年の大規模な山火事やCOVID-19などの社会災難では、民間支援組織による災害救護・被災者支援が、政府と地方自治体の支援を上回る場合もある。本稿では、韓国の災害救護・被災者支援における民間支援組織の支援活動事例を通じて民間支援組織の役割を改めて検討し、効果的な災害救護・被災者支援のための官民連携のあり方について考察を行う。韓国の社会災難における救護支援事例では、政府・自治体の災害救護活動を支援する補完的な役割にとどまらず、災害救護制度の死角に隠れた被災者支援の支援主体として大きな役割を果たしており、より積極的な官民連携、情報共有などが必要と考えられる。

キーワード：災害救護制度、被災者支援、社会災難、官民連携、民間組織

はじめに

災害発生時には、被災者への緊急救援、水道、電気、ガスなどの社会インフラの迅速な復旧、住宅支援、コミュニティの災害復興など、復旧・復興対策を効果的・継続的に実施し、災害による被害を受けた地域と住民が、1日でも早く日常生活に戻ることができるよう支援するのは、個人だけではなく、持続可能な地域社会の回復にも重要である。このために、普段から官民連携に基づいた

包括的な被災者支援制度を策定し、法体系が整備され、「人間の復興」や災害福祉の観点からのさまざまなアプローチが実現できなければならぬ。官と民が互いに協力し合い災害救護と復興を通じて災害へ効果的に対応する必要性がある。韓国では、災害時の被災者支援のために1962年、「災害救護法」が制定され、これにより政府が責任を持つつ、民間機関と協力して救援・復旧活動を展開することになった。韓国の災害救護法は被害者の救護と義援金品の手続き等、被災者支援

¹ 関西学院大学災害復興制度研究所

に必要な事項を規定して、被災者保護とその生活安定に資することを目的とする（災害救護法 第1条）。また、制度的な支援だけでなく、政府と地方自治体は災害支援金を被害者に直接支給する。他にも民間の義援金による救護金支援と民間組織・団体による災難寄付金品の支援などがある。災害救護法の制定時から、官と民間による協力・協調などがあり、2002年の改正時は、民間組織である全国災害救護協会と大韓赤十字社は、「救護支援機関」として、救護機関である自治体の救護業務を支援する法定団体としても位置づけられた。現在の救護支援機関による災害救援活動は、相互扶助の伝統的な文化が政策的な手段として制度化されたのが特徴といえる。

COVID-19パンデミックなどの長期にわたる被害が進行し、広域で発生する大規模な社会的災害の場合、自然災害と異なって被害地域を特定することが難しくなる。その結果、マスクや消毒液などの緊急支援物資の需要が急増しても、まだ感染症の被害が確認されていない一般市民に対する予防的な緊急救援のための支援根拠などが不明確である。このような状況では、効果的な救援活動などを実現するには、民間機関による救援活動が重要な役割を果たす。地域社会の感染症の拡大を防ぎ、ホームレスや不法滞在外国人など、支援制度の死角にある災害弱者の社会的安全ネットを維持することも期待される。したがって、大規模な社会的災害が発生した場合、円滑な災害救援活動を実現するためには、社会的被害が懸念される対象に先制的な災害救援活動が行われるように、官民連携による相互補完の災害救援活動が不可欠である。韓国では、近年の大規模な山火事やCOVID-19などの社会災害の発生時には、民間支援組織による災害救護・被災者支援が、政府と地方自治体の支援を上回る場合もある。

本稿では、韓国の社会災難時に行われた民間支援組織の災害救護への支援活動事例を通じて民間支援組織の役割を改めて検討し、効果的な災害救護・被災者支援のための官民連携のあり方について考察する。

2 韓国の災害救護制度と被災者支援

2.1 韓国の災害法制と災害の現状

韓国の災害法制は「災難及び安全管理基本法」をはじめ、各個別法において災害及び安全管理を規定する法制度があり、代表的な法律としては「自然災害対策法」「災害救護法」「地震災害対策法」「風水害保険法」「災害危険改善事業及び移住対策に関する法」などがある（白 2013）。「災難及び安全管理基本法」は2004年に定められた災害対策分野の根幹となる法である（法制処国家法令情報センター 2020）。災害の予防・対比・対応および復旧のために行うすべての活動を「災難管理」、災害やその他の各種事故から人の生命・身体および財産の安全を確保するために行うすべての活動を「安全管理」という。「災害及び安全管理基本法」によると、行政安全部長官が国家及び地方自治団体が行う災難及び安全管理業務を総括・調整する。また、大規模災害の対応・復旧などに関する事項を総括・調整し、必要な措置をするために「中央災難安全対策本部」を置いている。中央安全管理委員会、安全政策調整委員会、市・道安全管理委員会、市・郡・区安全管理委員会、安全管理民官協力委員会、中央民管協力委員会などが設置・運営されている。地方自治体で災害・事故等を総括・調整し、必要な措置を行う責任者は市・道知事（広域自治体）、市長・郡守・区庁長（基礎自治体）である。しかし、地方自治体の長は、上記の災害・安全委員会で審議・協議した結果に従属するため、災害状況に適切な対応・支援・復旧措置が困難になる場合もある。

韓国では、災害のことを「災難（재난）」ということばで表現し、韓国の「災難及び安全管理基本法」によると、災難とは、「国民の生命・身体・財産と国家に被害を与え、又は与えることができるもの」として定義されている（金 2022；山 2022）。災害について「自然災難」（台風、洪水、豪雨、強風、津波、地震、火山活動など）と「社会災難」（火災・崩壊・爆発・「感染症の予防及び管理に関する法律」による感染症による被害など）に大きく分類してそれぞれの異なる対応を行って

いる。2018年には新たに自然災難に熱波（韓国語では、暴炎）が、社会災難にPM2.5（微小粒子状物質）が追加された。災難及び安全管理基本法では、「災難」と「災害」が区別されているが、概念上明確に区別されることなく混用されているため、区別して論ずる実益は少ないと指摘している（尹 2008; イ 2009）。特に大きな被害が発生する災害の場合は、「特別災難地域」として大統領令の宣言と指定して、行政・財政・金融・医療の面で特別支援を行う。最近、韓国の特別災難地域に指定された災害特徴としては、図1のようにCOVID-19、大型山火事など社会災難による人命被害、財産被害が増加している。特に2022年は慶北一江原山火事（社会災難）、中部圏大雨と台風（自然災難）、梨泰院惨事（社会災難）まで4回の特別災難地域が宣布された。

2021年災害年報（自然災難）によると、韓国の過去10年間の自然災害による死者は年平均10.5人であり、特に2015年は1人の死者も発生しなかったほど人的被害が少なかった。その要因としては、過去の大規模災害被害を教訓として早期警戒発令体制の構築と、河川や下水道整備などの長期災害予防事業の投資拡大で、社会インフラ施設が防災・災害管理に向けて着実に改善・発展したことを挙げられる。しかし、2020年54日間の集中豪雨で死者57人と1兆ウォン以上の人命および財産の被害が発生し、2022年は集中豪雨と台風11号（ヒンナムノー）により36人の死者と2兆ウォン以上の財産の被害が発生した。2023年は水害による死者・行方不明者が50人に

なり、猛暑による死者32人を合わせると82人になった。自然災害による死者が80人を超えたのは、2003年台風14号（マエミー、死者148名）以降、20年ぶりのことである（ナ 2023）。

救護・救援は、英語では一般的に「relief」と表現され、韓国では、救護の辞書的な意味として、「災害や災難で困難に遭った人を助け、保護すること」と定義している（国立国語院 2020）。救護対象は、災害被害の結果の有無ではなく、災害状況の有無を強調している。また、保護の概念を通じて、災害および危険による困難な影響が及ばないように世話をするという意味で広い意味の救護概念を持っている。

韓国の災害管理は、予防、準備、対応、復旧などの4段階からなっている。災害救護は主に災害管理の対応および復旧過程に行われる活動である。災害救護というのは災害から被害を受けた人に対して国家・地方自治団体・民間団体が災害被害者などを助けるものである（Kim 2017）。社会災害による被害補償は原因責任者が提供し、自然災害による損害は国家が一定部門の責任を持たなければならないと区分している。社会災害においても迅速な救護のために、最初に政府が執行し、後に構想権を請求する（Han 2006）。

最近、発生している大規模災害は、自然災害と社会災害が複合的に連携して発生する複合災害の性格を持っている（DHS 2006; Jeong et al 2015; Song and Park 2017; Kim and Youn 2018; Kang 2020）。2005年に米国で発生したハリケーンカトリーナは自然災害であるにもかかわらず、都市イ

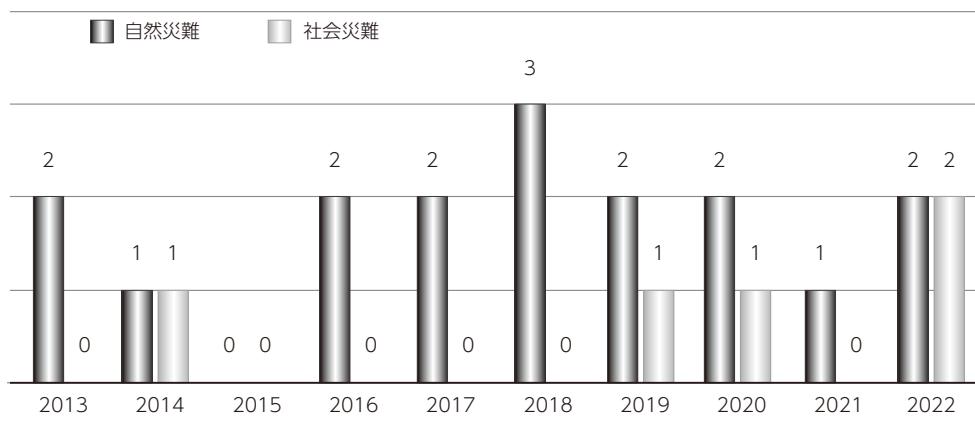


図1 韓国の特別災害地域宣言の災害回数

ンフラの崩壊、石油精製施設の崩壊による環境汚染などを引き起こし、社会的災害としても拡大した。2011年東日本大震災は地震・津波が原子力発電所事故を引き起こし、社会的災害を含む複合災害として拡大した。2017年韓国の浦項地震は自然災害ではなく浦項地熱発電所による触発地震として社会災難として発表された (Lee 2019)。このように現代社会の災害は大規模化、複雑化、超国境社会化、メディア化、政治化などにより、一つの災害としては、明確な区別が難しい複合災害の形態として現れている。

2.2 災害救護法と公的な支援による被災者支援

災害時の被災者支援に関する災害救護法は1962年に制定され、現在、6章36条から成り(2020年1月29日法律第16881号により一部改正2020年7月30日施行)、第1章の総則(第1条及び第2条)、第2章の災害救護計画の樹立及び救護機関の活動等(第3条ないし第16条の5)、第3章の義捐金品の募集(第17条ないし第24条)、第4章の配分委員会の構成・運営及び義捐金品の使用等(第25条ないし第28条)、第5章の全国災害救護協会の設立及び運営等(第29条ないし第33条)、第6章の罰則(第34条ないし第36条)から構成されている。「罹災民・被害者の救護と義援金品の募集手続及び使用方法等に関して必要な事項を規定し、被災者保護とその生活安定に資すること」(第1条)を目的とし、第2条には、「罹災民、一時避難者、救護機関、救護支援機関、義援金品、募集など、災害救護法で使用する用語の定義をしている。救護対象(第3条)は、罹災民(災害による被害を受けた者であり、住宅損失の程度など、大統領令で定める基準に該当する被災者)と一時避難者(災害が予想され、一時的に避難した人)、心理回復支援対象者(心理的な安定と社会適応の支援が必要な人)である(Na 2021)。救護機関は救護対象者の居住地または災害発生地を管轄する市・道知事および市長・郡守・区庁長(韓国の基礎自治体として、日本の市町村に似ている)であり、救護支援機関としては全国災害救護協会、大韓赤十字社、全国自律防災団連

合会、セマウル運動中央会など、救護機関の業務を支援するために必要な人材・設備・装備を持ち、大統領令で定める機関又は団体である。第12条には、救護機関は、災害救護を円滑に遂行するために、救護支援機関及びボランティア団体等と積極的に協力しなければならないと民間の救護関連機関との協調を法律で明示した。

広域的な災害と急速な社会変化により、救護・救援の領域も多様になり、災害救護活動の領域と対象も変化し、拡大している(Kim 2017)。そのため、災害救護における民官の協力・連携がより重要になっている。救護費用の負担については、救護機関が救護に必要な費用を負担し、政府は救護機関が災害救援のために負担した費用の全部又は一部を国庫等で補助することができる(第13条)。市長・道知事は、救護費用を負担するため毎年、災害救護基金を積立しなければならない(第14条)。

災害救護の種類(第4条)以下のとおりである。

- ①臨時住宅施設の提供(避難所、応急仮設住宅、公共賃貸住宅など)
- ②給食・食品・衣類・寝具、または、他の生活必需品の提供(応急救護セットなど)
- ③医療サービスの提供
- ④感染病予防及び防疫活動
- ⑤衛生指導
- ⑥葬事の支援(葬儀費支給または葬儀実施の支援)
- ⑦心理回復の支援
- ⑧その他の大統領令で定める事項

また、救護機関(広域・基礎自治体)は、必要であると認めれば、罹災民に現金を支給して救護することができる。数回の法令改正により災害救護制度が発展し、2016年改正で自然災害だけではなく、社会災害も救護支援ができるようになった。

被災者支援のために制度的な支援に加えて、独自施策として政府は「災難支援金」を、地方自治体は「自体支援金」などを通じた救護金が被害者に直接に支給される。「2020年自然災難調査及び復旧計画樹立指針」によると、水害など自然災害

が発生すると地方自治体が災害終了日から10日以内に被害調査を行い、再び7日以内に中央災難安全対策本部と合同で被害調査を実施する。その後、関係省庁の協議を通じて、中央災難安全対策本部が復旧計画を確定する。「自然災難救護及び復旧費用負担基準等に関する規定」に基づき、「災難支援金」を支給する。災難支援金とは、国家または地方自治体が自然災害により死亡・行方不明者・負傷者や、住宅に被災した者を対象に行う現金支援である。また、主生計手段である農業・漁業・林業・塩業に被災された者および事業場に被災された小商工人の私有財産施設など、災害復旧および罹災民救護のために行う現金支援である。死者・行方不明者に対する救護金は2000万ウォン、けがをした人には500万～1000万ウォンを支援する。住宅復旧費支援金は被害の延べ面積に応じて全壊は、2000万～3600万ウォン（半壊は、1000万～1800万ウォン）を支援し、浸水被害の住宅には、300万ウォンを支援する。重複支援が可能だが、支給額は世帯当たり最大5000万ウォンである（人命被害は除く）。災難支援金の分担率は項目別に異なるが、一般的に国費70%、地方費30%である。特別災難地域に指定されれば、罹災民は納税の猶予（国税・地方税）、健康保険料の軽減、通信・ガス料金の減免など、12の間接支援を追加で受けることができる。

他にも寄付金である義援金などを活用した被災者に対する救護金支援と各民間組織による災難寄付の物資支援・現金支給などがある。また、行政安全部の風水害保険と自治体の市民安全保険などを通じて災害の被害に対する現実的な補償を政策保険から活用して補完している（ナ2022）。

2.3 民間組織による被災者支援

自然災害時に支給される義援金は、政府が制度的に予算を編成して支給する災難支援金とは異なり、被災者支援のために国民と企業の自発的な意思（善意）に従って、その配分対象や内容、方法などに指定や条件を付けずに募集団体に寄附される民間の寄付金である。韓国では、一般的な寄付金と区分して、「義捐金」または「国民誠金」という表現を使用している（ナ2000a）。義援金の配分

に関しては、寄付者の意図や被災者の早期生活安定を目指して迅速に配分する（迅速性）、適切に配分する（透明性）、被災者の被害状況に合わせて配分する（公平性）という3原則が守られなければならない（Sung et al. 2021）。義援金は、災害救護法によって、「全国災害救護協会」の配分委員会で一括して寄付金を集め、行政安全部の「義援金品運営・管理規定」に従って支援する「救護金」が決まり、支援対象になる被災者に定額が直接配分される。救護金とは、自然災害で生命、身体、住居又は生計等に被害を受けた者及びその遺族・世帯を慰めるために義援金から支給される金銭をいう（義援金品運営・管理規定）。自治体は、被災者の申請に基づいて被災調査を行い、被災の種類、規模、個人口座などの情報を国家災難管理システム（NDMS: National Disaster Management System）に入力し、中央政府の行政安全部（災難救護課）と調整・確定を行う。その情報を基盤に配分委員会の事務局は、救護金の上限額などを審議・議決し、対象になる被災者の個人口座に直接に支給する。自然災害による死亡・行方不明および負傷に対する救護金は、死者・行方不明者の遺族は1人に2000万ウォンまでを支給する。負傷者には、産業災害補償保険法施行令による障害等級を基準として、1～7級の障害等級の場合は、1000万ウォン、8～14級障害等級の場合は、500万である。また、住宅浸水・破損による住宅被害に対する義援金は、住宅に実際に居住する世帯を対象に住宅全壊の場合には500万ウォン、住宅半壊には250万ウォン、住宅浸水は100万ウォンを支援する。地震被害に限るが、一部損壊に対して100万ウォンを支援する。また、災害による生計手段の被害を受けた農業・漁業・林業・塩業に従事する世帯に対する生計支援は、世帯あたり100万ウォンである。

災害の規模と義援金の募集状況により、支給上限額に至らない場合があるため、義援金の繰り越しを認めている。義援金は特定対象の支援を目的とし、常時的に寄付金の募金活動が行われている一般の募集団体と違って、一時的に発生した被災者の救護支援を目的にしているため、常時的な募金活動ができない。したがって、大規模な災害や全国的なニュースになる災害時には、大きな寄付

金が集まることもあるが、被災が少ない災害の場合は、いっさいの寄付金が集まらない場合も発生する。集まらなかつたとしても、義援金を使用した被災者救護金は支給され、2020年以前、過去10年間の水害による義援金の救護は、集まった金額（1,032億ウォン）よりも被災者救護の配分額（1,245億ウォン）が200億ウォン以上多かった。過去最長の梅雨時期の降水日数および最大累積降水量を記録した2020年の集中豪雨では、国民と企業の関心が高まり、集まった金額が配分額を上回った（ナ 2020a）。

大規模の山火事やCOVID-19などの社会的災害に対しては、一般的の寄付金に分類される。寄付金は「寄付金品の募集及び使用に関する法律」により、募金をした団体がそれぞれの基準を立てて配分と支援を行う。透明性を確保するため、10億ウォンを超える場合は行政安全部に、10億ウォン未満の場合は地方自治体に登録することとなっている。募集団体ごとに寄付金を配分するため、明確な基準がなく重複支援、支援漏れなどの問題が発生している。

2.4 災害救護を支援する韓国の主な民間機関

災害時に救護支援を行っている民間組織・団体は、たくさんあるが、本稿では、主要な3機関を紹介する。希望ブリッジ全国災害救護協会（以下、希望ブリッジ）は、自然災害による被害者支援のために、1961年に全国の放送局、新聞社、社会団体が設立した、韓国初の民間救護募金団体であり、災害救護法による救護支援機関として法定団体でもある。1960年代初め、台風や豪雨などに

よる自然災害が頻繁に発生し、救援・救護のための政府対策や救護専担組織などではなく、新聞社・放送局から集めた義援金の統合的な管理と配分の必要性が提起された。1959年台風14号（サラ、日本では宮古島台風）の災害救護募金運動を契機に、臨時の「全国水害対策委員会」が作られ、1961年7月の大規模な水害を契機に社会各界代表と共に全国災害対策委員会を設立した（ウン 2020）。1964年に「全国災害対策協議会」に名前を変えて、本格的な救護活動を展開し、社会的に災害救護のための義援金と愛の実（사랑의열매）などの国民的な寄付活動を定着させた（図2）。

国や地方自治体からの出資および補助金・支援金をもらっていない民間団体（社団法人）でありながら、これまでの義援金の配分や災害救護活動の公益性が認められ、2001年の災害救助法改定により法定災害救護団体となり、2002年に「全国災害救護協会」という名称に変更された。2001年災害救助法改定に伴い、国内の自然災害時に募集する義援金（救護金）を配分できるために唯一の権限を持つ法定救護団体になり、以前は、保健福祉部の管轄だったが、現在は行政安全部（災難救護課）が管轄である（ナ 2020a）。2010年7月、創立50周年を迎えた、希望ブリッジというBI（ブランドアイデンティティ）を使用している。過去62年間、自然災害や社会的災害による被災者と災害弱者などに延べ1兆6000億ウォンの現金支援と6000万点の救援物資を支援してきた。義援金の募集と使用において、募金団体からの義援金を全国災害救護協会の配分委員会が、義援金の支給基準（対象および支給上限額など）に従って一律な定額を配分する形態を維持しているのは、義



図2 希望ブリッジ全国災害救護協会の災害救護活動

出所：希望ブリッジHPから。

援金の配分手続きを簡素化し、助けが必要な被災者に迅速に配分するためである。特に2020年の集中豪雨の災害では、被災者支援の緊急性と行政安全部の要請に応じて、9月11日に災害復旧計画の策定と発表とともに被災者の個人口座への振り込みが行われた。その反面、政府の災難支援金は1カ月後に支給された。

希望ブリッジは、ソウルに本部があり、首都圏の北部に位置している京畿道坡州市と韓国南部にある慶尚南道咸陽郡に災害救護物流センターを持っている。京畿道坡州災害救護物流センターは2005年11月に完成し、土地面積33,653m²(10,180坪)、建築延床面積5,382m²(1,628坪)の規模であり、京仁地域と江原地域の災害救護・救援活動のために応急災害救護セットや水、室内テント、毛布などの救援物資を平常時から備蓄し管理している。咸陽災害救護物流センターは2004年5月に完成し、土地面積25,876m²(7,827.49坪)、建築延床面積6,836m²(2,068坪)の規模であり、済州地域と全羅地域、慶尚地域、忠清地域の災害救護活動のために応急救護セットと救助物資などを平常時から備蓄し、管理している。坡州と咸陽の災害救護物流センターは、自治体の災害救護基金で製作される「応急救護セット」の委託業務を行っていることで、応急災害救護セットと炊き出し救護セットの製作、管理、被災地への輸送なども担っている。また、仮設住宅、マスク、水、毛布など、独自に282万点の救援物資を保管し、迅速な救護支援を行っている。

社会福祉共同募金会は、保健福祉部の所轄であり、共同募金を通じて社会福祉に対する国民の理解と参加を促進し、また国民の自発的な寄付によって構成された資金を効果的かつ公正に管理・運営することを目的としている（社会福祉共同募金会法第1条）。「社会福祉共同募金会法」に基づいて1998年に設立された法定機関で募金と配分を行う。日本の共同募金会がモデルになっている。全国の広域自治体ごとに支部を置き、各地域で募られた寄付金は寄付された地域の福祉事業に使用されている。従業員数は正規職員307人（無期契約雇用などを含む）で、2020年の募金実績としては、8,461億ウォンで、2019年の6,541億ウォンより約29%の1,920億ウォンが増加してい

る（社会福祉共同募金会 2021）。韓国で一番大きい社会福祉の募金・配分機関である。

大韓赤十字社は非営利特殊法人であり、保健福祉部の所轄で、その他の公共機関としても指定されている。1905年に大韓帝国時代に初めて「大韓赤十字社」という名前で設立され、日本統治時代に廃止されたが、1919年に大韓民国臨時政府によって再設立された。1947年には「朝鮮赤十字社」として組織され、1949年に「大韓赤十字社」と再編成された。「大韓赤十字社組織法」によると、ジュネーヴ協定の精神と国際赤十字運動の基本原則に従った赤十字事業の円滑な実施を促進し、赤十字の理想である人道主義を実現し、世界平和と人類の福祉に寄与することを目的としている。本部は五つの部門、15の地域本部、血液管理本部五つの部門、20の血液センター、教育機関、特殊福祉事業所などで構成されている。従業員数は正規職員4,300人以上（無期契約雇用などを含む）に達している（大韓赤十字社 2021）。血液事業で国庫補助金をもらっているほか、自治体の条例により、救護活動に対する行政・財政の支援を受けることもできる。

3 民間救護支援機関による社会災難、COVID-19の対応

2020年2月11日、世界保健機関（WHO）は中国の武漢で発生した新型コロナウイルス感染症（novel coronavirus disease）の名前をCoronavirus Disease 2019（略称：COVID-19）と定めた。“COVID-19”はコロナ（CO）、ウイルス（VI）、病気（D）、そして新型コロナウイルス感染症が初めて報告された2019年の“19”を意味する。2020年2月12日、韓国はこの病気をコロナウイルス感染症-19（COVID-19）と名付けることを決定した。世界的にCOVID-19による病気の拡散傾向が続くと、WHOは、2020年3月11日に感染病警報を最も高い6段階に上げて、パンデミック（世界的な大流行）と宣言した。WHOがパンデミックを宣言したのは2009年の新型インフルエンザ以来11年ぶりである。韓国では、2020年3月15日に大邱と青島・慶山・奉化など慶尚北道の一部地域を

特別災難地域として宣布し、COVID-19は社会災害である感染病としては初めて特別災難になった。

2020年3月初旬までの海外救援活動の状況として、アメリカおよびヨーロッパはCOVID-19と関連して人の移動を通じた感染拡大を防ぐことに焦点を当てた。ヨーロッパでは、最も多くの感染者が発生したイタリアなどへの渡航を控えるよう勧告し、イタリア、フランスなどでは学校、博物館、劇場、映画館など、人が多く集まる場所は感染症予防のため一時閉鎖し、5,000人以上が集まる活動を制止するなどの措置を取っていた。アメリカは、400\$（約5.8万円）を超える高額な検査料および検査キットのエラーにより、COVID-19の検査が韓国と異なり公費支援で行われない問題が発生した。また、感染者および陽性者を対象にCOVID-19に関連する救援活動は初期には行われなかった。日本では、2020年3月2日、累計感染者が961人であった時点では、COVID-19の診断検査に対する検査料の負担や保険処理の是非などが不明瞭な状態であった。非常に限定的な数の検査しか行われておらず、地域感染に対する正確な統計が出ていなかった。COVID-19初期の救護活動として、日本国内で最も多くの確定者が発生した北海道では、知事の要請を受け、政府が製造業者から直接マスクを購入して該当地域に配布した。このような決定は、オイルショックの際、日本全体での物資不足現象を経験し、作られた「国民生活安全緊急措置法（1973年制定）第22条」の40年ぶりの適用となった。また、外国人向けに英語、中国語、韓国語、タイ語、マレー語、ロシア語の相談電話を運用した。

韓国では、コロナ発生当初は、主にマスク、消毒剤、保存食等の救護物資を要支援世帯（自宅隔

離者だけではなく、生活保護世帯、障害者世帯、一人暮らしの高齢者世帯、低所得者世帯などにも送っていた。コロナが長期間にわたり国民生活を制限することによって、経済的困難、コロナブルー、コロナ自殺等、多様な課題が顕著化した（金2022）。

COVID-19から3年が過ぎて、韓国政府は、2023年5月11日、COVID-19がエンデミック（風土病化）段階に入ったと宣言した。コロナも毎年、流行するインフルエンザのように日常的な防疫・医療体系で対応を始めた。表1は、韓国疾病管理庁による、2023年8月30日時点のCOVID-19感染者数で、年次別の全国およびソウル市に分けられている。2023年には感染者数が著しく減少していることが確認される。これらは政府・自治体の効果的な対策やワクチン接種プログラムの成果を反映している。

Moon（2020）によるとCOVID-19のための災害救護の寄付金は、COVID-19の拡散起点になる31番感染者が出た、2020年2月18日から本格的に集められた。COVID-19対応のために韓国では災害寄付金としては歴代最大規模の3,003億ウォン（2020年12月まで）の寄付金が企業・個人・公的機関などから集められた。COVID-19は自然災害とは異なり、感染者、死者、重症者、罹患後症状などの直接的な被害だけでなく社会全体に及ぼす影響と被害が大きく、災害救護法による救護対象を参考に寄付金の配分などができる。募金機関が地域現場からの要請・意見などを調整し、必要な物品などを独自に支援した。従来の救援物資支援や他のさまざまな方法なども試みられている。韓国で主な民間の救護機関である全国災害救護協会、社会福祉共同募金会、大韓赤十字社はCOVID-19対応のために災害弱者などに防疫用マ

表1 韓国におけるCOVID-19感染者数の年次推移

区分	総計	2020年	2021年	2022年	2023年
全国	34,571,766人	60,740人	635,171人	28,420,582人	5,455,273人
ソウル市	6,751,223人	19,027人	207,632人	5,446,582人	1,077,982人

* 2023年8月30日現在の基準。

出所：疾病管理庁。

スク 6840 万枚（2020.12 基準）を支援した。行政安全部災難救護課の提案で社会災難において初めての官民協議体が構成され、行政安全部、初期 COVID-19 拡散で被害が大きかった広域自治体である大邱広域市および慶尚北道と主要募金 3 団体（全国災害救護協会、社会福祉共同募金会、大韓赤十字社）からなる「寄付金協議会」が運営された。全国的な COVID-19 救護活動の偏り、重複、欠落を事前に防止するために募集機関別の募金および配分の現況を相互共有し、地域拡散による臨時生活施設の運営状況なども共有しながら運営・対応した。最も被害が大きかった初期の大邱・慶北の新型コロナウイルスの地域的拡散を防ぐための集中的な救援物資支援や、COVID-19 により経済的困難を抱える低所得世帯を対象とした地域商品券支援などが寄付金協議会で議論された成果である（図 3）（ナ 2020b）。

さらに COVID-19 対応のための寄付金は、政府が運営した無症状や軽症患者の隔離施設である「生活治療センター」への生活必需品と自宅隔離者生活用品・食料品の提供など、緊急救護物資支援はもちろん、災害弱者への防疫用マスク・消毒ハンドジェル支援、医療従事者への応援キット支援、遠隔教育用のためのタブレット支援など、幅広く使用されて COVID-19 の初期から地域社会の感染拡散防止と生活安定の対応に重要な役割を果たしていた（羅 2021）。

COVID-19 対応のために民間の救護支援機関は、公的に支援すべき領域や、まだ災害救護法制度上の未整備で支援できていない領域、そして多様な対象の災害救護まで、国・自治体と協調・連携し、支援した。これまで国・自治体の救護活動に補助・補完の役割をしてきた民間支援機関などが、政府・自治体と同等な、あるいはできなかつた分野や救援活動ができる機会となった。COVID-19 の初期、牙山市（忠清南道）と鎮川郡（忠清北道）にある国の臨時生活施設（警察人材開発院と国家公務員人材開発院）に滞在していた中国の武漢市（中国湖北省）から帰国した国民および留学生、350 名に提供された緊急救護セットは、自治体の災害救援基金による公的な応急救護セットではなかった。制度的な不備で支援の死角地帯が発生し、自治体の支援できなくなり、行政安全部災害救援課の要請を受けて、災害救護支援機関である希望ブリッジから寄付で事前に備蓄された緊急救援キットやミネラルウォーター、衛生用品、生活用品などが最初に提供された（ナ 2020b）。

具体的な民間支援機関による COVID-19 の対応として、希望ブリッジには、2021 年 6 月基準で 1,008 億ウォンの災害寄付金が集められた。COVID-19 の影響で海外旅行がキャンセルされ、旅行代金を寄付したり、グローバルアイドルグループである BTS などの音楽コンサートが中止



図 3 COVID-19 の安全脆弱層のための商品券支援

出所：全国安全新聞（2020）。

された際に返金された金額を寄付したファンクラブや企業、政府関係者、国会議員など、さまざまな人々が寄付を行った。特に企業では、サムスンが300億ウォン、POSCOが50億ウォン、現代自動車グループが50億ウォン、NCソフトが20億ウォンなどを寄付し、京畿道が50億ウォン、ソウル特別市が6億ウォン、牙山社会福祉財団が20億ウォンなど、自治体や機関、団体も多額の寄付を行った。こうした災害寄付金は、COVID-19対策の一環として、武漢から帰国した国民への救護物資から、地域社会にマスク、手指消毒剤、生活必需品、食料品、医療陣応援キットなど、多様な救護物品などで2591万点余りが支援され（図4）、2021年6月まで795.5億ウォンが執行された（全国災害救援協会 2021）。

COVID-19の拡散防止と感染予防のために、2020年4月のオンライン授業開始に合わせて、遠隔教育環境が整っていない中・高校生を対象に全国17の市・道教育庁（広域自治体）を通じてタブレット3万台を支援した。また、2020年5月の登校開始に合わせて、全国の幼稚園4,208校、小学校6,211校、中学校3,233校、高校2,370校、特殊学校や各種学校259校など、合計16,281校に手指消毒剤805,269個と手指消毒ティッシュ1,342,115個を支援した。また、COVID-19の医療従事者支援で、COVID-19の専門病院や保健所（約400カ所）、選別診療所、臨時選別診療所、生活治療センターの医療従事者には、健康増進キット、栄養剤キット、冷却ベスト、防寒用品、お弁当、おやつなどの応援物資を支援した。COVID-19の長期

化に伴い、全国各地で救援物資の要請が殺到し、希望ブリッジは、地方自治体、福祉施設、保育所、病院、保健所、生活治療センターなど、各階層の要請事項を反映したCOVID-19支援物資を支援し、救護支援の死角地帯の解消に努めた。マスク1393万枚、手指消毒剤・手洗い消毒剤242万個、生活必需品キット379万個など、合計2591万点の救援物資を支援し、総額795.5億ウォンを支援した。

社会福祉共同募金会はCOVID-19特別募金で1,022億ウォンを募金し、2020年8月基準での支援金額として、防疫および衛生管理に511億ウォン、脆弱階層の生計支援に279億ウォン、福祉サービスの空白支援に105億ウォン、医療スタッフ・ボランティア・感染者などの支援に129億ウォンを支援した。救護物資の支援としては、マスク23,222,246枚と手洗浄・消毒剤1,804,575個を支援した（社会福祉共同募金会 2021）。

大韓赤十字社は、2020年9月基準で、COVID-19募金は現物を含めて894億ウォンで、医療機関・医療陣の支援に195億ウォンを支援し、感染者支援に31億ウォン、自家隔離者支援に31億ウォン、コホート施設隔離者および社会福祉生活施設に85億ウォン、脆弱階層支援に486億ウォン、帰国交民および海外奉仕団員支援に7億ウォンなどを支援した。小商工人および自家隔離者、脆弱階層を対象に心理支援も実施した。救護支援物資としては、マスク12,884,346個、防護服163,721着、医療用手袋348万個、手消毒剤106万個、緊急救護品8万6000個、緊急食糧セット16万個、安心



図4 希望ブリッジのCOVID-19支援（感染者・自家隔離者用）

（左）緊急救護物資、（右）生活治療センター 生活必需品セット。

キット 1.9 万個などがある（大韓赤十字社 2020）。

3 団体の他にも、ワールドビジョン、グッドネイバーズ、子ども財団、セーブ・ザ・チルドレン、飢餓対策、美しい財団など 6 団体が COVID-19 対応のために合計 191 億ウォンを募金した。救護支援分野としては、マスク、手消毒剤、体温計などの呼吸器感染症の予防物品、緊急食料品キット、低所得世帯緊急支援金、医療スタッフの防護服、心理支援、教育不平等およびデジタル格差解消のためのスマート機器支援、施設防疫活動、教育と遊びの空白支援、保健衛生教育、母子家庭の緊急生計費支援、障害者防疫用品支援、高齢者への食支援など、医療陣と災害弱者および社会弱者などを対象とする多様な方式の救護支援などが民間救護団体を通じて行われた。COVID-19 対応のために 9 団体の募金額は、現金と現物含めれば、総計として 3,186 億ウォンに達する。九つの団体のうち、希望ブリッジ、社会福祉共同募金会、大韓赤十字社の募金額が全体の 92.5% を占めた。

4 韓国の災害救護における官民連携のあり方についての考察

COVID-19 の救護対象者は、死亡者、感染者、自家隔離者など、直接的な被害を受けた人だけを限定するのは難しい。実際には、社会弱者・災害弱者、子どもがいる世帯、小商工人、ボランティア、医療スタッフ、救護機関である地方自治体まで、社会全体的に COVID-19 による被害を受けた。したがって、COVID-19 のような中長期的な社会災難に対応するためには、既存の個人別緊急救護支援も重要であるが、地域社会共同体を救援対象として定義し、中長期的地域回復と地域活性化を目指す新たな災害救護パラダイムの転換が必要である（ナ 2020b）。希望ブリッジが地域児童センターおよび小さな食堂と連帶して行ったお弁当支援事業や地域自律防災団と協力して行った複合商業施設・学校などの防疫作業などは、COVID-19 対応と地域共同体との相生協力などを目的に、官民連携の救護活動が企画され実行されたことである。「地域児童センター」は日本の放課後子供教室のような役割を行っている。低所得

世帯やひとり親家庭などの小学生を対象に学習支援や食事提供などを行っている公的施設であるが、COVID-19 で休園した。COVID-19 で開店休業中になっていた小規模の食堂に子供のお弁当作りを依頼し、地域児童センターを介して子供たちの家に配りながら、食事支援と子供たちの生活状況の確認などを行った。COVID-19 で売上に大きな打撃を受けた食堂の運営にも助けになった（ハンギョレ新聞 2020）。また、地元市民団体と協力して法的救護制度の死角地帯にいる移住労働者とその家族へ防疫用マスク・消毒ハンドジェルなどの支援も行った（図 5）。国内で居住している移住労働者の中にはさまざまな事情で健康保険に加入できず、公的に安くマスクを購入することができなかったり、国からの緊急災難支援金対象からも抜けるなどして COVID-19 の感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。こうした、社会的弱者に対し、国・自治体が行われなかつた領域・階層まで民間支援機関による幅広く支援ができた。

民間の救護支援機関は、COVID-19 の救護物資を基本的に地方自治団体に直接支援する。医療陣応援キットなど病院に直接行く場合もあるが、大部分の救援物品は救護機関である地方自治団体を通じて自家隔離者、生活治療センター、選別診療所など、必要なところに伝達および支援された。しかし、地方自治体が受け取る民間機関からの救援物品に対する情報共有の体系は確立されていない。現在の救護支援状況では、救援物品が誰



図 5 移住労働者とその家族に
防疫用マスクと消毒ハンドジェルを支援

にどのように使われたか、民間救護支援機関は把握できない構造である。そのため、救護物品の偏重、欠落、重複、あるいは地方自治体の寄付物品の横領などが発生する可能性がある。情報共有ができていない原因の一つは、地方自治体の災害救護担当者の不足による救護物品の配分に対する行政対応能力の限界が挙げられる（Na 2021）。また、自家隔離者食料品セットの支援・配分は個人情報の問題もあり、具体的に把握が難しい現実もある。しかし、公益目的のために国民と企業の寄付金で支援される救援物資がどこで、どのように使用されたかに関する情報を民間機関と共有し、国民に公開することは今や選択ではなく必須であると考える。また、寄付者である国民と企業に寄付金の使用についてより透明に知らせることは、災害時の被災地域の救護支援をより、引き出すことができる重要なことである。したがって、地方自治体が受け取る民間機関からの救援物品の配分に関する情報共有体系を構築しなければならない。

今後の災害救護は、災害救援物資の支援はもちろん、さらに地域回復を考慮する地域社会基盤の災害救護と災害福祉の体系に転換しなければならない。そのためには平常時からも救護活動ができる構造にならなければならない。地域社会基盤の常時的な救護体制を構築するために、最も基本となるのは、地域コミュニティの地域団体、ボランティア、社会的企業、救護支援機関、地方自治体間の連携と相互協調である。災害時には、救援物資の配分、救護事業の実行、地域住民の救護対応ニーズの反映および官民の救護活動に対するモニタリングと日常的な活動との連携が行われなければならない。

5 おわりに

本稿では、民間救護支援機関におけるCOVID-19対応の災害救援支援活動事例を通じて救護支援機関の役割を分析し、効果的な中長期災害救護のために官民連携のあり方について考察した。COVID-19のために集められた国民と企業の寄付金は、自家隔離者救護物資などの緊急救護は

もちろん、災害救護制度の死角地帯などに置かれている災害脆弱階層の支援などに幅広く使われ、地域社会の感染拡散防止と対応に重要な役割を遂行してきていた。韓国の社会災難（COVID-19対応）での救護支援事例では、民間の災害救護機関による救護支援活動は、今まで国・自治体の災害救護活動を補完・補助する役割から、官民間の積極的な協調・連携によっては、災害救護法制度の死角にいる地域社会の災害弱者・社会弱者において、救護支援の主体的な役割を果たすことが可能であると考える。これから災害救護は、個人レベルの救護支援はもちろん、災害後の地域コミュニティの継続的な回復と住民の生活再建・生活安全まで考慮しなければならない。そのためには、さらなる救護支援機関、市民団体、ボランティア、社会的企業と国・自治体間の協調・連携のネットワークの構築が必要であると考える。また、協調・連携のネットワークの構築は、地域コミュニティの災害レジリエンスの向上にも繋がると考える。

効果的な災害救護を目指す官民間の協調・連携のためには、支援に対する透明性と平等性などを保障するための民間団体と地方自治体間の救護物資支援フィードバック体系の構築および国民への公開システムの開発・運用する必要がある。また、地域社会に基盤を置いてある地域団体、社会的企業などによる、行政と民間の災害救援活動のモニタリングと、日常的な災害救護・災害福祉の活動を実現することである。

参考文献

- チャン・ハンナ, 2016, 「災害弱者の安全サービスシステムを構築するための研究」『国政管理研究』11(2) : 1-24. = 장한나, 2016, “재난약자의 안전서비스 체계 구축을 위한 연구.” 『국정관리연구』 11 (2) : 1-24.
- 大韓赤十字社, 2020, 「COVID-19 活動紹介」. = 대한적십자사, 2020. 코로나 19 활동소개.
- 大韓赤十字社, 2021, 「機関紹介」. = 대한적십자사, 2021. 기관소개. 대한적십자사 홈페이지.
(https://www.redcross.or.kr/redcross_krc_redcross_krc_introduce.do, 2024年1月31日にアクセス).
- Department of Homeland Security (DHS), 2006, "The Federal Response to Hurricane Katrina: Lessons Learned," Washington, D.C: 12-16, 51-64.

- 行政安全部 プレスリリース, 2020, 「災害関連基金で弱者層と中小事業者支援、中央災害 安全対策本部」2020年3月21日。=행정안전부 보도자료, 2020년 3월 21 일자. 재난관련 기금으로 취약계층과 소상공인 지원한다. 중앙재난안전대책본부.
[\(\[https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commentSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_00000008&nttId=76365\]\(https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commentSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_00000008&nttId=76365\), 2024年1月31日にアクセス\)](https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commentSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_00000008&nttId=76365).
- 行政安全部, 2022, 『2020年災害年報（自然災害）』=행정안전부, 2020년재해연보（자연재난）, 2022.
- 白珉浩, 2013, 「韓国における災害対策法制と復旧」『日本災害復興学会誌復興』(5) 2: 29-36.
- イ・スンテ, 2009, 「国家危機管理システムとしての災難管理法制の研究」『研究報告2009-5』韓国法制研究院。=이순태. 2009. 국가위기관리 시스템으로서의 재난관리법제의 연구. 연구보고 2009-5. 한국법제연구원.
- Han, D. W., 2006, "Disaster Relief System in Korea: Problems and Tasks," *Crisisonomy*, 2 (2) :36-51.
- ハンギョレ新聞, 2020, 「「〈ハンギョレ〉報告して走りました」児童センター休園に泣く子供を助ける人々」2020年3月17日。=한겨레신문, 2020년 3월 17 일자. «〈한겨레〉보고 달려갔죠” 아동센터 휴원에 배앓는 아이 듣는 사람들。
[\(\[http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/932916.html\]\(http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/932916.html\), 2024年1月31日にアクセス\)](http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/932916.html).
- 法制処国家法令情報センタ, 2020, 安全管理基本法（施行 2021.6.23. 法律第 17698 号, 2020.12.22, 一部改正）=법제처국가법령정보센터、재난 및 안전관리기본법（시행 2021.6.23. 법률 제 17698 호, 2020.12.22, 일부개정）.
- Jeong, J. B., Oh, Y. K., and Heo, J. Y., 2015, "A Study on the Establishment of Legal Foundation for Large-Scale Multi-Disaster," The Korea Institute of Public Administration.
- Joong AngIlbo, 2020, "Warmth poured from Corona...Korea Disaster Relief Association raised 61.7 billions won" (March 6, 2020).
[\(<https://joongang.co.kr/article/23723675>, 2024年1月31日にアクセス\)](https://joongang.co.kr/article/23723675).
- Kang, H. K., 2020, "A Study on the Operation of Crisis Management System for the Response of Complex Disaster in Korea," Ph.D. dissertation, University of Suwon.
- 金慧英, 2022, 「韓国の災害福祉の現状と課題——コロナ禍における高齢者の社会的孤立を防ぐ取り組みを中心にして」『災害復興研究』(14) :71-79.
- Kim, T. H., and Youn, J. H., 2018, "A Study on the System Improvement for Efficient Management of Large-scale Complex Disaster," *Journal of Korea Academia-Industrial cooperation Society (JKAIS)*, (19) 5 :176-183.
- Kim Youngju, 2019, "Effects of Disaster Victims' Satisfaction with Relief Services and Equity in Subsidy Distribution on Perceived Disaster-Relief Performance." *The Korean Journal of Public Administration* 28 (2): 161-186.
- Kim, Y. S., 2017, "A Study on Activating the Disaster Relief System by Cooperative Governance," Ph.D. dissertation, Dongguk University.
- 国立国語院, 2020, “国立国語院標準国語大辞典,”国立国語院ホームページ = 국립국어원. 국립국어원 표준국어대사전.
[\(<https://stdict.korean.go.kr/main/main.do>, 2024年1月31日にアクセス\)](https://stdict.korean.go.kr/main/main.do).
- Lee, J. H., 2019, "Government Investigation Team: Geothermal Power Plants Triggered 2017 Pohang Quake," (March 20, 2019), KBS.
[\(<http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=4161793&ref=A>, 2024年1月31日にアクセス\)](http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=4161793&ref=A).
- Moon, L. Y., 2020, "People don't know the support targets and execution amounts of the COVID-19 donations (April 14, 2020)," ChosunIlbo Media
[\(<https://futurechosun.com/archives/47879>, 2024年1月31日にアクセス\)](https://futurechosun.com/archives/47879).
- ナ・ジョンイル, 2020a, 「集中豪雨と避難民救護、安全忠北フォーカ」『忠清北道災害安全研究センター』(9) :16-21. =라정일. 2020. 2020년 집중호우와 이재민 구호. 안전충북 포커스 (충청북도 재난안전연구센터). 9 :16-21.
- ナ・ジョンイル, 2020b, 「COVID-19 対応を通じた民間災害救護機関の役割と課題」『社会安全フォーラム 2020 災害安全イシューとポリシー』韓国行政研究院, 44-53. =라정일. 2020. 코로나 19 대응을 통한 민간 재난구호기관의 역할과 과제. 사회안전포럼 2020 재난안전 이슈와 정책. 한국행정연구원. 44-53.
- 羅貞一, 2021, 「新型コロナ対応における韓国の民間災害救護機関の役割」『関西学院大学災害復興制度研究所ニュースレター』(46) :6.
- Jong Il Na, 2021, The Role and Development Plan of Disaster Relief Organization in Response to COVID-19. *Disastronomy*, 4 (2): 19-32.
- ナ・ジョンイル, 2022, 「自然災害と災害救護、そして災害回復力向上のための準備」『韓国行政研究院行政フォーカス』(160) :14-17. =라정일. 자연재난과 재해구호 그리고 재난 회복력 제고를 위한 준비. 한국행정연구원 행정포커스 11+12 월호 (통권 160호), 14-17, 2022.
- ナ・ジョンイル, 2023, 「災害復興観点の災害後の地域社会危機転換と災害回復」『2023年韓国災難管理学会秋季学術大会オンラインプロシーディングス』=라정일. 2023. 재난부흥 관점의 재난 후 지역사회 회복 전환과 재난 회복. 2023년 한국재난관리학회 추계 학술대회 웹프로시딩. 한국재난관리학회.
- Song, C.Y., and Park, S.H., 2017, "Strategy for Improvement of Disaster Response System of Hybrid Disaster in Korea," *Journal of The Korea Institute for Structural Maintenance and Inspection*, 21 (3): 45-53.
- Su Dong Kim and Sang Ok Choi, 2017, "The Analysis of Disaster Relief Network System in the Private-public Cooperative Local Disaster Response :

- Focus on the Cognitive Accuracy Model.” *The Korea Local Administration Review*, 31 (4): 253-288.
- Sung Gihwan, Kim Yongsang, and Yoo Sunwoong, 2021, “A Study on the Improvement of the Disaster Relief Donation System,” *J. Korean Soc. Hazard Mitig*, 21 (3): 61-72, (<https://doi.org/10.9798/KOSHAM.2021.21.3.61>).
- Sungsoo Byun, Seong Ch, Gahee Kim, Dohyeong Kim, Jae-eun Lee, and Na Jong-il, 2018, “Rebuilding a Support System for Vulnerable Populations in Disasters - Lessons from USA and Japan -,” *Crisisonomy* 14 (5): 15-34.
- 社会福祉共同募金会, 2021, 「経営公示資料. 社会福祉共同募金会ホームページ」. = 사회 복지공동모금회. 2021. 경영공시자료. 사회복지공동모금회 홈페이지. (<https://chest.or.kr/lf/ct/initMngmtpblnftf.do>).
- ウン・ジョンホ, 2020, 「災害救護と寄付（切手で知る今月のキーワード：災害救護寄付）」『タイムトラベル』8 (2). = 은종호, 2020. 재해구호와 성금 (우표로 알아 보는 이 달의 키워드; 재해구호 성금), 시간여행 8 월호, 두 번째. (<https://stamp.epost.go.kr/board/board.jsp?id=spsw0401&mode=view&idx=10682>, 2024 年 1 月 31 日にアクセス).
- 山泰幸, 2022, 「韓国ソウル群集事故〈梨泰院惨事〉を考える」『災害復興研究』(14): 111-117.
- Younguk Yun, Nammoon Kim, Jae-hyuk Choi, Ji-hye Park, Deock-hyeon An, Youngok Kim, 2016, “Study on Trend Analysis of Indoor Evacuation Path Guidance System for Disaster Situation,” *Journal of The Korean Society of Disaster Information*, 12 (2): 130-135.
- 尹龍澤, 2008, 「韓国における災害管理法制の現状と行方についての一考察」『北東アジアにおける法治の現状と課題: 鈴木敬夫先古稀記念 (アジア法叢書 28)』成文堂, 52-54.
- 全国安全新聞, 2020, 「全国災害救護協会、頑張れ大邱! 応援熱気加速」2020 年 4 月 30 日. = 전국안전신문. 2020년 4월 30 일자. 전국재해구호협회, 힘내라 대구! 응원 열기 가속. (<http://www.kbsecuritynews.com/97090>).
- 全国災害救護協会, 2020, 「みんなで奉仕団と共に高陽市の移住労働者など災害弱者層にデンタルマスク 1,000 枚支援」= 전국재해구호협회. 2020. 다함께 사단과 함께 고양시 이주노동자 등 재난취약계층에 덴탈마스크 1,000 장 지원. (https://relief.or.kr/hope/view.php?board_idx=10978&board_type=NTC2, 2024 年 1 月 31 日にアクセス).
- 全国災害救護協会, 2020, 「希望ブリッジ COVID-19 サポートニュース」= 전국재해구호협회. 2020. 희망브리지 코로나 19 지원소식. (<https://relief.or.kr/hope/COVID-19.php>, 2024 年 1 月 31 日にアクセス).
- 全国災害救護協会, 2021, 『希望ブリッジ 全国災害救護協会概況紹介』. 全国災害救護協会. = 전국재해구호협회. 2021. 희망브리지 전국재해구호협회 현황 소개. 전국재해구호협회.
- 全国災害救護協会, 2021, 『希望ブリッジ 全国災害救護協会 COVID-19 白書——温情と協力の熱い記録』全国災害救護協会. = 전국재해구호협회. 2021. 희망브리지 전국재해구호협회 코로나 19 백서 - 온정과 협력의 뜨거운 기록-. 전국재해구호협회.

Public-Private Partnership in Disaster Relief: A Case Study of Disaster Relief Support for Social Disasters in Korea

Na Jongil

Abstract:

The purpose of the Korean Disaster Relief Act enacted in 1962 is to protect victims and stabilize their livelihood. In addition to institutional support, the government and local governments also provide disaster relief funds directly to victims. Other types of assistance include relief aid through private donations and disaster relief goods donated by private organizations and groups. In recent social calamities such as large-scale wildfires and COVID 19, disaster relief and victim support by private aid organizations may exceed support provided by the national and local governments. This study reexamines the role of private-sector support organizations through a case study of support activities in disaster relief and victim assistance in the case of social disasters in South Korea, and discusses the nature of effective public-private partnerships. The case study shows that private organizations not only play a complementary role in supporting the disaster relief activities of the national and local governments, but also in providing support in areas that are blind spots in the disaster relief system, indicating that more active public-private cooperation and information sharing is necessary.

Keywords:

disaster relief system, disaster victim support, social disaster, public-private partnership, private organizations